

涌谷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言に伴う宮城県の休業要請や協力依頼に
応じて、4月25日から5月6日までの間、施設の使用停止に全面的にご協力いただいた事業者(大
企業を除く)に対し、協力金を支給いたします。

1. 対象となる事業者(施設)

次の①と②の両方に該当すること

- ①令和2年4月24日以前に事業を開始し、かつ、営業の実態がある事業者(大企業を除く)
- ②「宮城県における緊急事態措置等」により、休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する事業者(大企業を除く)

※具体的な対象施設は宮城県のウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>)



2. 対象となる要件

令和2年4月25日(土)から令和2年5月6日(水)までの連続した12日間の施設の使用
停止等に全面的に協力いただいたこと。

ただし、飲食店については、宮城県の営業時間短縮の要請により「朝5時から夜8時までの営業、酒
類の提供は夜7時まで」に協力した場合も対象。

※全面的に協力とは、4月25日から5月6日までのすべての期間において、休業等にご協力いた
だくことをいい、全面的に協力いただけない時は、協力金を支給できません。

3. 支給額 1事業者あたり 定額 30万円

4. 申請の際に必要な書類

- ①協力金交付申請書兼請求書
- ②営業許可証の写し(営業に当たり許認可が必要な業種のみ)
- ③営業実態が確認できる書類の写し ※②の営業許可証の写しがある場合は不要
法人(中小企業)の場合 : お手元にある法人税申告書又は法人設立届書等
個人事業主の場合 : お手元にある所得税確定申告書又は開業届等
- ④協力要請期間における休業が確認できる書類の写し
(帳簿、営業日誌、休業期間または営業時間短縮を告知するチラシ・ポスター等)
- ⑤誓約書
- ⑥その他(振込先の通帳の写し、本人確認書類写し)

5. 受付期間 令和2年5月18日(月)から令和2年8月17日(月)まで

6. 申請方法 郵送 ※感染拡大防止のため郵送での申請にご協力ください。

7. 宛先

〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153-2
まちづくり推進課 商工観光班 あて

※この協力金は宮城県議会で補正予算が可決された場合に実施します。

よくある問い合わせ等は裏面に記載

よくある問い合わせ

Q:4月25日から5月6日までの12日間すべての期間で休業等をしないと、協力金は支給されないのですか？

A:そのとおりです。

Q:飲食店が協力金の対象になるのは、どのような場合ですか？

A:12日間すべての期間において休業または午前5時から午後8時までの営業、酒類の提供は午後7時までに短縮営業を行ったときです。

Q:もともとの営業時間が午前9時から午後5時の喫茶店です。自分の飲食店も営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象になりますか？

A:支給対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと午前5時から午後8時の範囲内で営業していた飲食店は休業要請の対象外のため、協力金の支給対象にはなりません。

Q:スナックやバーも時間短縮営業をすれば、協力金の支給対象になりますか？

A:スナックやバーは「遊興施設」となり、4月25日から5月6日までの12日間すべての期間で休業した場合支給対象となります。

Q:いつから申請受付が始まりますか？支給はいつごろになりますか？

A:涌谷町では5月18日(月)から受付を開始します。支給時期については5月下旬頃からを予定していますので、詳細はホームページ等でお知らせいたします。

問合せ先

〒987-0192 涌谷町字新町裏 153-2
涌谷町まちづくり推進課 商工観光班 あて
TEL:0229-43-2119

